

いて「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同法第八十条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

### 一五三 省略

四 前条第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第七項に規定する中小連結法人(連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。)に該当するもの(以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項、次項及び第五項、前条、次条第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて「調整前連結税額」という。)から、当該中小連結親法人の税額控除限度額(その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項にお

いて「供用年度」という。)の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。)は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額(同法第八十条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。)と特別償却限度額(当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額(第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

### 一五三 同上

四 前条第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第二項に規定する中小連結法人(連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。)に該当するもの(以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。)が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項及び次項、前条、次条第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第八十一条の十二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて「調整前連結税額」という。)から、当該中小連結親法人の税額控除限度額(その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項にお

相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。) 及び当該各中小連結法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 · 4 省略

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法  
人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合  
(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において  
「取消日」という。)が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。)に  
おいて、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子  
法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の  
規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連  
結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から  
第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第十一項、次条第六項及び第七項  
、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の  
十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の  
百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかか  
わらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定に  
より当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のう  
ち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に  
係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

3 · 4 同上

いて同じ。) 及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

10| 9| 8| 7| 6|  
省 省 省 省 省  
略 略 略 略 略

9|8|7|6|5|  
同 同 同 同 同  
上 上 上 上 上

置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第六項から第九項までに定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第五項から第八項までに定めるもののほか、第一項から第四項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）  
第六十八条の十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの期間（次項及び第三項において「定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産については、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の六第一項第三号に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいふ。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支

配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」といいう。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第一項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せらるる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産

にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。) の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。(以下この項及び第五項において同じ。) 及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額(当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算し

た金額をいう。) を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度(当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「一年以内事業年度」という。)とし、当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出(一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出)をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。)における税額控除限度額又はリース税額控除限度額(一年以内事業年度については、第四十二条の六第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額(以下この項において「単体税額控除限度額等」という。)を含む。)のうち、第二項又は第三項の規定(単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定)による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額(既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。)がある場合は、当該控除済金額を控除した残額)の合計額をいう。

6 第三項に規定する減価償却資産(連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の六第三項に規定する減価償却資産を含む。)につき第三項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあつては、同項の規定)の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度(同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において、当該減価償却資産の貸借に係る契約において当該貸借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合(当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。)には、当該連結親法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十

八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の六第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該償借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に對して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に計算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。

8 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

9 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する

る明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受けた金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11 第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の六、第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の六、第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは、「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは、「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中の「規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」

と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

第六項又は第七項の規定がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第六項及び第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第六項及び第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

14 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。）が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。）を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設

備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額）第二号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者（中小連結法人（第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等をいう。第四号において同じ。）に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた連結法人 当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模連結法人（同項に規定する中小連結法人に該当しない連結法人をいう。）を含む。） 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額）政令で定める大規模な連結法人が取得し、又は製作した第三号又は第四号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業者（中小連結法人（第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等をいう。第六号において同じ。）に限る。）で同法第二条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた連結法人 当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業又は小売業を営む第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む連結法人 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして連結法人の規模（連結子法人にあつては、その連結完全支配関係を有する連結親法人の規模を含む。）に応じて政令で定めるもの

四 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人（当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む政令で定める大規模な連結法人を含む。） 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定計画に従つて同法第四条第一項に規定する改善事業を実施する同法第五条第一項に規定する認定組合等又は当該認定組合等の構成員（同法第二条第二項に規定する構成員をいう。）である同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。） 機械及び装置で当該認定計画に従つて政令で定める期間内に事業の用に供するもののうち労働時間の短縮又は職場の環境の改善に資するものとして政令で定めるもの

産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。）に従つて同法第二条第二項に規定する事業再構築を行う第六十八条の九第二項に規定する中小連結法人に該当する連結法人で同法第十七条第一項第一号に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）当該認定事業再構築計画に定める機械及び装置

六 次に掲げる連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）それぞれ次に定める機械及び装置

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結子法人に限るものとし、ハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

ハ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第一条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの機械及び装置

2 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等（前項第一号又は第五号は第五号に掲げる連結法人にあつては、政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことの

2 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等（前項第一号又は第五号から第八号までに掲げる連結法人にあつては、政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことの

ない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第十四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第一項、第三項及び第五項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人等の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定法人等の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の一十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3  
特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これ在国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人等のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第三号に規定する大規模連結法人が賃借をした同号に定める資産について

「ことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、前条第二項及び第三項、次条第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人等の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人等のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項に規定する政令で定める大規模な連結法人が賃借をした同項第三号又は第

は、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度における調整前連結税額から控除される金額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4・5 省略

6 第三項に規定する事業基盤強化設備（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の七第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該連結親法人又はその連結子法人の當む事業の用に供しなくなつた場合（当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四

四号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4・5 同上

6 第三項に規定する事業基盤強化設備（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の七第三項に規定する事業基盤強化設備を含む。）につきこれらの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該事業基盤強化設備の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業基盤強化設備を当該連結親法人又はその連結子法人の當む事業の用に供しなくなつた場合（当該事業基盤強化設備の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、次条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定

項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の七第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の七第三項又は第四項の規定により計算した法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものと除く。）を加算した金額とする。

8 | 第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

7 | により計算した法人税の額に、当該事業基盤強化設備につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の七第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該貸借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

8 | 第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは、「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」とあるのは、「まず同条第二項から第四項まで（税額控除）」とあるのは、「まさに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは、「前節（税額の計算）」及び租税特別措置法第六十八条の十二第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十二第六項又は第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「租税特別措置法第六十八条の十二第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは、「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十二第六項及び第七項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用

11 第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「」の款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12 第六項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第六項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合の法人税額）」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六項の規定の適用を受ける同項に規定する事業基盤強化設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の

13 第六項の規定の適用を受ける同項に規定する事業基盤強化設備に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項までの規定の

適用に關し必要な事項は、政令で定める。

適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

**第六十八条の十二** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの（大規模法人の子会社として政令で定めるもの及びその連結事業年度において前条第一項若しくは同項に係る第六十八条の四十一第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける連結親法人（当該適用に係る法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人を除く。以下この条においてそれぞれ「特別中小連結親法人」又は「特別中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置（以下この条において「事業化設備等」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定事業化設備等」という。）を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定事業化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業化設備等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（次号又は第三号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結子法人に限るものとし、次

号に掲げる連結法人に該当する者を除く。) 当該事業の用に供される機械及び装置

三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度(当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度)の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの 機械及び装置

2 特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業化設備等を取得し、又は特定事業化設備等を製作して、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業化設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項から第四項まで及び第六項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項及び第三項、前条第六項、次条、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。)から、当該特別中小連結親法人の税額控除限度額(その事業の用に供した当該特定事業化設備等の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。)及び当該各特別中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特別中小連結親法人又はその各特別中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業化設備等を物品貿易業を営む者から契約により賃借(政令で定める要件を満たすものに限る。)をして、これを国内にある当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の営む事業の用に供した

場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八條の十五第三項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特別中小連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業化設備等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特別中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特別中小連結親法人又はその各特別中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業化設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特別中小連結親法人又はその特別中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（その連結事業年度において、前条第一項若しくは同項に係る第六十八条の四十一第一項の規定又は前条第二項から第四項までの規定の適用を受ける連結親法人又は当該適用に係る連結子法人を除く。）が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業化設備

等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業化設備等につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度については、第四十二条の八第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合は、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6 第三項に規定する事業化設備等（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の八第三項に規定する事業化設備等を含む。）につきこれららの規定の適用を受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該事業化設備等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該事業化設備等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しな

- くなつた場合（当該事業化設備等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該事業化設備等につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の八第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれららの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該債借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。
- 7 | 第一項から第四項まで及び前項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定による連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。
- 8 | 第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 9 | 第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。
- 10 | 第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の八第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の八第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用